

# 私的仲裁の与えたロンドン商人の取引確立

## —私的仲裁人の観点から見たマーチャント・バンク—

中 塚 晴 雄

はじめに

第一章 私的仲裁による商人の発展

第二章 大西洋貿易における法執行の確立

第三章 私的仲裁のもたらした法的安定性

第四章 法的安定性のもたらしたロンドン証券市場

おわりに

参考文献

### はじめに

本稿では、18世紀（1700年代）におけるロンドン商人の興隆を、法的安定性、つまり私的仲裁（アービトレッジ：arbitrage）による紛争解決の充実が、もたらしたという観点から、検討していきたい。従来、マーチャント・バンク前史で語られるロンドン商人の勃興は、スタンレー・チャップマンの研究におけるように、17世紀（1600年代）にアムステルダムからロンドンに移住した、ロンドン商人の発展が19世紀（1800年代）前半のマーチャント・バンクの成立をもたらしたものという考え方である。この考え方に異論を唱えるつもりは毛頭ないが、なにしろロンドン商人の発展がなかりせば、マーチャント・バンク（商人銀行）にたどりつきようがない。このスタンレーの考え方は、歴史的にも論理的にも筋が通っていて誰にも否定のしようがないであろう。

わが国では、マーチャント・バンクの研究は、国際通貨論の観点から多く研究されてきた。国際通貨論の立場から、国際通貨論の貿易通貨の立場から荷為替信用の関係性は強く認められるがその点について荷為替信用の成立にマーチャント・バンクの金融活動が不可欠であったという研究もある<sup>1</sup>。逆に、戦間期の国際通貨ポンドの国際体制の構造的不安定をマーチャント・バンクの財務内容の悪化に求める研究もある<sup>2</sup>。また、マーチャント・バンクの存在をロンドン市場の所与の前提にして、その

活躍をベアリング家（商会）といった海外の先行研究に沿ったマーチャント・バンクの研究もある<sup>3</sup>。また海外ではブラウン家（商会）に沿った研究もある<sup>4</sup>。後年のマーチャント・バンクの盛衰や日本の証券会社の海外活動に投影するような研究もある<sup>5</sup>。

ロンドン商人の発展を支持しつつ、その発展がロンドンを集積した貿易取引の発展に依拠したのは、商人という職業上は間違いないが、しかし、その商業というものの、国内では商取引、海外との輸出入では貿易取引において、どうしたら、この商取引や貿易取引が発展して、ロンドン商人の興隆を招くことができるのだろうか。そもそも、イギリスのロンドン商人が勃興するには、18世紀（1700年代）のイギリス史の段階では、三回にも及ぶ英蘭戦争で、アムステルダムからロンドンに貿易拠点の覇権が移動しなければならなかった。海軍による艦隊決戦によって海上勢力としては、18世紀前半（1700年代前半）の国際覇権をロンドン商人とロンドン港は手に入れた。これも否定の仕様もない歴史的事実である。本来的には、海軍による三次に及ぶオランダとの艦隊決戦をして海上貿易と海上貿易港と国際貿易商人の地位をオランダやアムステルダム港やアムステルダム商人から軍事的に奪えても、なにもなければそのまま、ロンドンに軍事力でアムステルダムに戻った覇権は、ロンドンからアムステルダムに戻るだけであろう。それを覆すには、せつかく海軍の軍事力でアムステルダムから奪ったロンドン市場の国際貿易港とロンドン商人の覇権を維持する「何か」が必要である。このような背景と論理的帰結から、ロンドン商人の興隆が、マーチャント・バンクの前史として、ロンドン商人、国際貿易港としてのロンドン、そして大西洋間貿易での覇権を、どのように握るに至ったのかを、法的安定性の観点から、以下、検討することにしていきたい。

<sup>1</sup> 八木 [2001] [2007]

<sup>2</sup> 平岡 [2016]

<sup>3</sup> Hidy [2014] 荒井 [1971], 寺地 [1987]

<sup>4</sup> Brown [2012]

<sup>5</sup> 山本 [2005]

## 第一章 私的仲裁による商人の発展

### 私的仲裁の発展

18世紀(1700年代)に生まれた商業や経済の大発展は、財産権(物権)と契約(債権)が認められるようになったと同時に、商取引に伴う事件事故に伴う合理的な紛争解決手段の私的仲裁が成立したことが大きい。この私的仲裁(arbitration)の柔軟な解決が、商人の商取引に最終的な法的な安定性をもたらした。私的仲裁(arbitration)とは、Black's Law Dictionaryによれば、「紛争当事者の同意を得られず、その決定に拘束力を持つ1人または複数の中立的な第三者が参加する紛争解決方法」(筆者訳)である。イギリスでは、裁判による裁判官や陪審員の不安定かつ不合理な判決を回避する商人による私的仲裁が、私的なゆえに、王権の干渉を受けずに、商業経済の紛争解決の法的安定性と基盤を提供した。それによって、18世紀半ばからの産業革命の発展を下支えしたのであった<sup>6</sup>。私的仲裁の発展は、商取引の発展を支え、大西洋貿易の発展を支え、証券取引の発展を支えることになったのである。

### 対等当事者の商取引

18世紀前後(1700年前後)、1688年の名誉革命から18世紀初頭にかけては、イギリスのロンドン商人は、まだ個人商会の域を出ず、今風に言えば個人商店の域を出ていなかった。商人同士の立場は、国内商取引の対象とする商品や輸出入の対象とする商品をめぐって、売り手であっても買い手であっても、当事者としての関係性はまだ同等であった。18世紀前後(1700年前後)では、売り手ないし買い手のどちらかが圧倒的に独占的な権限を行使するような商取引は稀であった。

### 商慣習

商取引を行う双方当事者の商人は、人生の歳月を費やして商取引委に精通するようになった。商人は、商業文書や契約文書および商慣習や商慣習から生まれる商慣習法までよく知るようになった。商取引に参加する商人全員が、知っておくべき細かいところから法慣習まで熟知していた。そのような、いわば、商人は、排他的かつ相互扶助な仲間であった。

### 裁判は使われなかった

商取引に問題が発生した時に裁判所に訴えてみたとしても、商人の気質では、裁判では当事者お互いが納得できるような判決がもたらされることは期待し難かった。裁判に勝っても、あるいは負けても、合理的な根拠に基づく、双方が納得しうる解決を裁判で得られるとは、18世紀(1700年代)の商人は、到底思っていなかったであろう。なぜなら、裁判官が、貴族かジェントリ(紳士階級)であったからである。裁判官は、商人、なかんずく平民(庶民)ではなかった。貴族やジェントリは、王室のルールや細かい慣習や地方の徴税および過酷な刑罰の伴う刑事事件には領主として精通していた。しかし、貴族やジェントリから選ばれた人物が裁判官になったとしても、貴族やジェントリは、商取引上に発生しうる契約文言の解釈や内容の確定をできなかった。また、実際に事実関係を正確に追っても、貴族やジェントリの裁判官は、双方当事者に責任のない損失である危険負担や将来にわたって期待しうる収益や損害発生時の損賠賠償による補填には、まるで商取引のなんたるかをわかっていなかった。しかも、陪審員裁判が付随する場合には、貴族やジェントリの裁判官にくわえて、街の富裕層から選ばれる陪審員達が民事裁判や商事裁判を評決した。街の富裕層から選ばれた陪審員団が、同じコミュニティに属する富裕な商人に同情的であるのは当然で、公平というよりも、不公平で、富裕な商人に有利な判決が出やすい傾向が顕著であった。言い換えれば、商取引に問題が発生した時に、裁判に訴えても、下層商人に不利に評決になりがちになることも自明であった。したがって、民事取引と商事取引でのトラブルは、王室の裁判所、ウエストミンスター・ホール<sup>8</sup>に持ち込まれることもなく、商人の商売をしたり居住するタウン(町)やビレッジ(村)の裁判所に訴え出ることもほとんどなかった。

### 私的仲裁とは

18世紀(1700年代)で、商人間の問題解決に選ばれた方法は、私的仲裁(arbitration)であった。私的仲裁は、私的なゆえに様々な方式がある。一般には、私的仲裁は、商取引や金銭貸借で何らかの問題を抱えた場合、お互いがそれぞれ商品取引や金銭貸借取引に精通している経験豊かで仲間から信頼のおける老(ベテラン)商人を選任して、その老商人二人に紛争の解決をゆだねるという方式であった。私的仲裁の特長は、公的な権力を介入させ

<sup>6</sup> 大陸諸国では、フランスやスペインやオーストリアやドイツおよびロシアでは王権が非常に専制的でいまだ市民革命(フランス革命は1789年)には至っていなかったため、王権による裁判や王権に基づく法律典範(六法全書)によってすべての民法民事法商法商事法によって強権的かつ硬直的に裁判所で商業や経済の紛争が解決されたことで経済発展に応じた柔軟性の欠いたオール・オア・ナッシングの解決になりがちであり、その結果ヨーロッパ大陸強国の産業発展が遅れたと考えられている。

<sup>7</sup> Morrison [2017]

<sup>8</sup> 長らくウエストミンスター・ホールの星の間では国王直轄裁判所の星室庁が置かれた。星室庁の廃止後も議会の同意を得た国王直轄裁判は行われていた。1834年の火災焼失をきっかけに1836年に回廊ゴシック様式で再建されて、ウエストミンスター・ホールは現在英国国会議事堂となっている。

ない、互いが信頼して選んだ仲裁人（老商人）に下した裁定（決定）に、どのような気持ちがあろうとも、互いが仲裁の裁定を必ず遵守することにあつた。互いに不満があつたとしても、二審制や三審制ではなく、上訴（やり直し）もできなかった。商取引や金銭貸借に通じた評判と信頼のある仲裁人（老商人）の下した裁定は、お互いに絶対に遵守することが暗黙の了解であつた。私的仲裁は、裁判と違って勝訴や敗訴というよりも、現代日本でいうところの裁判上の和解に近いものであつた。裁判の判決のようなオール・オア・ナッシングではないので、商業経済活動の紛争解決には、私的仲裁は、互いの納得のゆく合理的な、あるいは納得できる痛み分けとなつた。したがって、私的仲裁は、商取引の問題に柔軟に対応でき、おおむね互いが納得しうる結論で、仲裁裁決一回のみで、いわば結審するので、商取引にこれまでにない法的な安定性をもたらしたのである。

### 私的仲裁から裁判官へ

18世紀末の1775年に勃発したアメリカ独立革命以降、アメリカの場合では、イギリスとは異なり、裁判所は、私的仲裁による裁定に、事実認定や裁定の誤りに頻繁に介入するようになった。1803年、つまり19世紀初めには、ペンシルバニア州最高裁判所（アメリカ最初の自治州2州のうちの一つ）は、事実誤認や適用法規に誤りのある場合は、裁判外の私的仲裁でも、裁判所は裁定を無効にできると宣言した。19世紀初頭（1800年代初頭）のアメリカでは、商取引や金融取引の分野に対するベテラン商人による仲裁解決から裁判所による紛争解決の転換をした。裁判所による私的仲裁への介入は、アメリカだけではなくイギリスでも同じような変化が起きた。大西洋間の貿易に携わるイギリスとアメリカの両国の商人の間では、ベテラン商人による仲裁よりも、裁判所の裁判を通じた解決を意識せざるを得ないと実感させるような趨勢であつた。19世紀初頭の1807年には、ニューヨーク州で、商取引や金銭貸借における紛争では、ベテラン商人による仲裁を使うことがなくなったのである<sup>9</sup>。

### 私的仲裁者としてのマーチャントバンカー

マーチャント・バンク（商人銀行）の誕生は、通常、大西洋間貿易の貿易金融から始まると説かれることが多

い。しかし、この公的裁判が私的仲裁に介入するようになったあと、私的仲裁の裁決が依拠するベテラン商人の権威も落ち、その裁判所と実際の商売の隙間を埋めるような調整や相談や和解のような仕事から商人がマーチャント・バンクになった道筋も見えてくる。ベテラン商人の仲裁による紛争解決を、裁判所が私的仲裁に代わって紛争解決を執り行うようになると、公的な紛争解決が商取引や貸借取引に担保をとるようになった。商取引や貸借取引の仲介を取り持つことに伴う商品未発送や代金未払いのような紛争解決に私的仲裁をするような事態がまったくなくなつてしまつたと思うかもしれない。しかし、現実の商取引や金銭貸借取引における老（ベテラン）商人の役割は、低下するどころか、重視されていった。老（ベテラン）商人は、私的仲裁の役割から、むしろ法律やコモン・ローの手が届かない微妙な些細な問題を解決する役割に移つていった。裁判制度や司法制度が商取引や貸借取引に法的基盤と法的安定性を与えたからこそ、その上に乗つた取引契約や貸借契約の契約事項や事実関係、すなわち契約当事者間での話のやり取りや当事者を越えた船会社や各国の政治情勢や経済情勢や天候および市場の価格についてのやりとり、および微細な点と広大な大西洋に関する情報に起因する非常に微妙で移ろいやすくかつ複雑怪奇な情報の流出入を管理する老（ベテラン）商人に将来的なマーチャント・バンクの役割が求められたのである<sup>10</sup>。

## 第二章 大西洋貿易における法執行の確立

### アメリカ大陸の植民地戦争

18世紀（1700年代）には、イギリスはヨーロッパ大陸で数々の戦争を遂行した。もちろん、第一義的な目的は、ヨーロッパにおけるフランス（ルイ14世）の勢力拡大をそぐことにあつた。しかし、その裏の真の目的には、アメリカ大陸へのイギリスの独占的権益を確保するためにあつた。この一世紀にわたるアメリカ大陸へのイギリスの海外遠征は、艦隊派遣と兵站補給および植民地経営を伴い、その海外遠征に関わる商人<sup>11</sup>こそが後のマーチャント・バンクや投資銀行（インベストメントバンク）になつたのである<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> *op.cit.* p. 107

<sup>10</sup> *ibid.*

<sup>11</sup> 18世紀（1700年代）のイギリスのアメリカ13独立自治州に対するイギリスの独占的交易とアメリカでの勢力拡大の実態を説く場合、主たる舞台は、イギリスのロンドン商人の活躍にあることは誰が考えても間違いない。しかし、公知の事実によれば、18世紀（1700年代）のロンドン商人の様々な記録は、19世紀（1800年）まで存在していたとされるが、18世紀の戦費調達に関するイギリス国債、すなわち債務不履行（デフォルト）の危機にあつた国債償還関する補償を検討する裁定委員会に提出され、その後その膨大な記録は行方不明になつた。したがって、商人銀行（マーチャント・バンク）の研究では、アメリカ側の商人の記録は比較的豊富である。しかし、肝心の工業品の輸出国であるイギリスのロンドン商人の記録は相対的に希少であり、今後新資料が発見されないわけではない。しかし、どうしても限られたロンドン商人の限られた文献記録に依拠せざるを得ない限定があり、本稿では *Hancock Merchant in London* の研究と当該文献に言及された文献や資料に大きく依拠している。

<sup>12</sup> *op.cit.* p. 109



### ヨーロッパ大陸からアメリカ植民地へ

18世紀（1700年代）のイギリスの人口は、500万人から860万人と1.7倍と約2倍に増えた。アメリカのイギリス植民地は、その余剰人口の受け皿になった。アメリカ植民地の人口も増加の勢いはすさまじく、18世紀初頭の25万人から18世紀後半の1770年には215万人、と8.6倍と約9倍にもなった。18世紀（1700年代）半ばにはイギリスで産業革命が始まり、イギリス経済も急成長した。19世紀（1800年代）に入ると、アメリカ自治州の人口の急拡大を受けて、イギリス本国の輸出先は、それまでのヨーロッパ大陸からアメリカ植民地に方向転換した。すなわち、イギリスの輸出に占めるヨーロッパ大陸への輸出の割合は8割から4割と半分に減少した。19世紀末（1800年代末）には、アメリカはイギリスの最も大切な輸出市場に成長した。

### 海軍による大西洋の制海

イギリスの産業と商業にとって、アメリカ植民地は、生命線であった。アメリカ植民地は、イギリスが軍事力を行使しても、艦隊を派遣して遠征軍を駐屯させても、守らなければならない必須の領土であった。しかも、アメリカ植民地の人口は続々と増え続けた。その勢力を守り、拡大するために、名誉革命（1688年）以降から18世紀（1700年代）にかけて、アメリカ独立（1776年）まで、イギリスはアメリカ植民地で軍事行動を遂行してきた。ヨーロッパ大陸ではフランス（ルイ十四世）の拡大を削ぐ戦争を何度も経験したが、それをきっかけに、北米大陸のフランス勢力に数々の戦争を仕掛けて、北米大陸でのイギリス勢力の覇権を確立し、大西洋貿易のイギリス商船やアメリカ植民地の商船による北米とイギリス本国とのアクセスを、イギリス艦隊で確保したのである<sup>13</sup>。

### 海軍と海運による交易ネットワーク

大英帝国の世界的な拡大は、世界規模でロンドンの商人による交易の機会を生み出した<sup>14</sup>。イギリスと植民地との間には、インド洋や大西洋が広がり、イギリスは、インド洋や大西洋は商品の輸出入を担う海運と海軍のメリットを最大限に生かしたのである。

### 大海原を挟む問題

しかし、海運と海軍が享受したインド洋と大西洋の大海原は、イギリス本国と植民地、あるいはインド植民地と西インド諸島の植民地の間で、商品を交易する場合、双方での調整が困難になる問題が多々発生した。大海原

をはさむ交易では、船の出航と到着に、イギリスとヨーロッパ大陸諸国の交易とは違って、時間がかかりすぎた。したがって、イギリスとヨーロッパ大陸間で磨き蓄積された既存の交易手段や法制度をそのまま大西洋交易では利用できなかった。新しい交易手段や法制度を創出したり、既存の交易手段や法制度を改良改善する必要があったのである。

### ぜい弱な通信手段

通信手段は、現在と違って、300年前の18世紀（1700年代）には、まったく貧弱であり、帆船と本国との通信には、大海原の孤立した無人島にポストを置いて、寄港したある船の船長以下乗組員がポストに手紙を投かんした後、帰国途上にある別の船が無人島に寄港したとき、そのポストから手紙を回収してイギリス本国に届ける海上ポストという非公式な手段を取っていた。イギリスの法制度も、18世紀（1700年代）を通じて、近代化されていたが、それでもなお、大西洋のはるか向こう側の植民地で、イギリスの法律や契約の履行を強制させることは、大きな難問でもあった<sup>15</sup>。

### 大西洋にあった貿易スキームを

イギリス本国と大西洋をはさんだ植民地の間で、ロンドン商人は、イギリスとヨーロッパ大陸間の貿易インフラからできるだけ制度となる貿易スキームを抽象化した。大西洋を挟んだイギリスとアメリカとの両岸で、商人は、その貿易スキームを適用し、さらに改良改善しようとした。ときには、それまでのイギリスとヨーロッパ大陸間で使われていた貿易スキームとは断絶する、まったく新しい大西洋貿易に親しむ貿易スキームの創出も、商人は試行錯誤しなければならなかった。

## 第三章 私的仲裁でもたらされた法的安定性

### 私的仲裁による紛争解決

18世紀（1700年代）を通じて、貿易に携わる商人では、貿易で生じる商人間の紛争は、老練な商人や商人仲間から推薦された商人による私的仲裁（アービトラージ：arbitrage）で事を収めてきた。私的仲裁は、商人の紛争にいわば第三者的な立場から熟練の商人や商人仲間が推薦す信頼に足る商人による裁定であり、判定であった。商人仲間が推すベテラン商人に裁定をゆだねるという紛争解決の方法は、大西洋間の貿易事情を熟知しているという点で、イギリスやアメリカ植民地の裁判官や陪審員

<sup>13</sup> *op.cit.* p. 109

<sup>14</sup> 大英帝国の拡大は、ロンドン商人に世界中をまたにかけた交易をもたらした。例えば、ロンドン商人を起点にして、東インドの木綿と大西洋西インド諸島の奴隷との交換は、ロンドン、カルカット、およびジャマイカなどの商品市場（奴隷市場も含む）で何年もの準備と複雑調整が必要とされた。*op.cit.* pp. 109-10

<sup>15</sup> *ibid.*

団に判定をゆだねるよりも、紛争当事者間で納得しうる結論を得られた。また大西洋貿易間で発生するすべての紛争や準拠する貨物船や船乗りのルールは複雑すぎて、法律の条文に文章化できないので、経験知や暗黙知を持つ商人に、大西洋間貿易で起きた紛争の裁判官ではなく陪審員団でもなく、同業商人間での仲裁で解決することは理にかなっていた。

#### 常識的かつ合理的な仲裁に

私的仲裁は、公的な強制力を持つ裁判とは違って、紛争当事者間で私的仲裁の決定を拒否すれば、紛争は解決されない、仲裁は履行されないという、公権力に担保されない、いわば私的な解決法であった。ただし、貿易で発生した紛争、すなわち、何らかの債務不履行や債務不能や危険負担を、同業者同士の経験知や暗黙知で解決するのであるから、常識的には合理的な仲裁が示された。

#### 仲裁の強制力

それにもかかわらず、仲裁人の仲裁の決定を拒否した一方当事者（商人）が存在した場合、商人間の狭い同業者コミュニティでの評判を著しく低下するので、商人仲間からある種追放されて、二度と貿易業務に携われなくなるであろう。また、海事貿易で起きた紛争について、故意過失による事故、または天候や疫病によるどうしようもない事故について、仲裁人の裁定を拒否して責任を負わない場合も、商人仲間からその商人は追放されて、二度と貿易業務に携われなくなったであろう。商人にとって大西洋上の向こうのアメリカ植民地にいる商人の信頼あってこそ貿易が可能になるのに、あたかも前科者のように仲裁の裁定を受け入れない商人として知られたのであるから、大西洋岸の向こう側のアメリカ植民地の商人は、そんな輩とは、貿易がうまくいくのか、非常に恐ろしくて、仲裁を拒否した商人には「信頼」を置けないゆえに一切取引しないであったろう。

#### 信頼を組み込んだ貿易スキームを

私的仲裁の受け入れもしくは私的仲裁の拒否の行く末の示すことは、大西洋間貿易を担う商人は、大西洋兩岸の商人相互の「信頼」を勝ち得ることが大事であった。その結果、大西洋間の貿易スキームとインフラは、これまでのイギリスとヨーロッパ大陸の貿易スキームとは、非連続的な新しい貿易スキームとインフラが求められた。裁判制度や陪審制のような公的な司法手段ではなく、「信頼」に頼った「信頼」の中核にある「意思」に基づいた「契約」を基礎に大西洋間貿易に見合った新しい貿易スキームと貿易インフラを発展させていく方向に

進んでいったのである<sup>16</sup>。

## 第四章 法的安定性のもたらしたロンドン証券市場

### 私的仲裁のもたらした安定性

私的仲裁を取り込んだ貿易スキームは、18世紀（1700年代）には大西洋貿易を安定させた。法的安定性の下支えもある大西洋貿易は、万が一の不調や事件や事故が起きても、商人間で納得しうる結論が得られるようになった。ロンドン商人の大西洋間を超えた商取引は、ロンドンで活発化していった。物品の輸出入である貿易、つまり実取引が安定すると、証券の取引も活性化していった。ロンドン証券市場の発達である。

### ロンドン証券市場

ロンドンには、証券市場があった。ロンドン証券市場では、振り出された手形や割引手形や東インド会社の株式や債券が取引されていた。その後、財務省証券、海軍証券、王立アフリカ会社、ハドソン湾会社などの株式の取引も始まった。18世紀（1700年代）に入るまで、英国債発行も流通も少なかったので、ロンドン証券市場では、初期には、英国債よりも、特許会社の証券の発行と流通の方が大きかった。18世紀（1700年代）に入ると、七年戦争（1756年から1763年）、アメリカ大陸では、フレンチ・インディアン戦争が勃発し、イギリスは戦争の資金調達のために英国債発行が増額されていった。他方、投資する個人側から見れば、証券市場では、特許会社のような民間企業の株式は取引されていたが、個人で保有したいと思うような証券は国債の英国債以外はまだまだなかったともいえた<sup>17</sup>。

### コーヒーハウス

17世紀末（1690年代）のロンドン証券市場は、ジョナサン・コーヒーハウス（Jonathan's coffee house）やギャラウェイ・コーヒーハウス（Garraway's coffee house）といったコーヒーハウスで取引されるレベルであった。取引は売買成立後、当日中または双方が合意した期日で、現物証券を受け渡しをしていた。

### 株屋そのものの制限はできなかった

18世紀後半（1770年代）まで、英国政府は、いわゆる株屋（ジョッパー：stock jobber）の活動を制限する方針を打ち出した。株屋が株価を不当に押し下げている悪影響を与えていると考えていたからである。しかし、英国政府が、株屋の活動を制限しようとする試みは、貴族

<sup>16</sup> *op. cit.* p. 110

<sup>17</sup> *op. cit.* p. 117

院で挫折し、株屋の活動に制限をしようとしてもなかなか法的な強制力を持ちえなかった<sup>18</sup>。

### 株屋の制限をしたけれども

株屋は、自らの取引として、現代的に言うところのディーラー業務は禁止され、仲介取引でも1パーセントしか手数料をとれなかった。法律は、1708年に強化された。すなわち、非公認の株屋のブローカー取引には、は25ポンドの罰金を科せられた<sup>19</sup>。しかし、おかしなことに、この法律が施行された証拠はない。それ以上におかしなことは、無免許の株屋を規制する法律が制定されているにもかかわらず、非公認の株屋は増え続けたことであつた<sup>20</sup>。

18世紀(1700年代)では、英国政府が免許公認制を実施し、手数料の上限規制をしても、非公認の取引には罰金制度を施行してさえも、非公認の株屋の取引は終息しなかった。むしろ、非公認であっても公認であっても、株屋の取引は活況を呈していた。

### ロンドン市場の規模

ロンドン市場全体の規模は、数百の個人と商会と公認株屋(ブローカー: broker)が700軒ほどあつた<sup>21</sup>。株屋(ブローカー)は、70軒程度の銀行と商人との間を取り持っていた。当時の株屋は、株式専門というのではなく、二重三重の役割を果たしていた。当時もっとも著名な株屋(ブローカー)は、ベンジャミン・アブラハム・ゴールドシュミット(Benjamin and Abraham Goldsmid)であつた。公認株屋(ブローカー)は、いまだ株式や証券の取り扱い専門ではなく、手形売買人、ディーラー、お金もち、商人などとも呼ばれた。いわゆるマーチャント・バンカーの始祖と考えられている<sup>22</sup>。

### ベンジャミン・アブラハム・ゴールドスミス商会

ベンジャミン・アブラハム・ゴールドスミス商会は、もともとアムステルダム(オランダ)の出自であり、18世紀半ば(1750年頃)にベンジャミンとアブラハム兄弟の父親であるアーロン・ゴールドスミス(Aaron Goldsmith)の代に、ロンドンに移住した。アーロンは、実家のアムステルダムの商会と密接な関係を持ち続けた。アーロンの子息であるベンジャミンとアブラハム兄弟は、1792年までに資本を蓄えて、ロンドン市場や政治家ウィリアム・ピットやイングランド銀行の要人とのつながりもでき、英国債の販売に深く食い込んだのである<sup>23</sup>。

### ロンドン市場の始まり

18世紀半ば(1750年頃)には、ロンドン市場は、アムステルダム並みの市場になった。1740年には、公認株屋(ブローカー)同士が四半期ごとに決済するようになり、できるだけ取引を決済日に向けて相殺するようになった。

### 株屋

ジョッパーの株屋は、いわゆる商人とは別の仕事であつた。株屋は、株式取引の儲け話や商売話を必要とした。株式取引の儲け話や商売話は、どうしても人間関係の密な狭い地域での個人個人の集まりで得られるものであつた。株式取引は、記録されて、いざという場合は、法廷で訴訟可能であり、記録があるため検証も可能であり、その結果に基づく強制執行も他の商取引にくらべて比較的容易であつた。このような法的な安定性が得られれば、株屋は、専門化に馴染みやすい職業といえた。

### 商人には法的安定性が必要であつた

他方、商人は、地理的には、イギリスとアメリカを大西洋を挟んで結ぶといった世界に分散している市場を取り結び、いざというときが発生しても、司法機関に頼んで、契約の履行を強制することは難しかったといえる。しかし、私的仲裁による紛争解決の仕組みが発達したおかげで、大西洋間貿易の地理的距離的な問題を解決することができるようになった。その結果、ロンドン市場は、法的履行の安定性を得て、発展するようになった。

### ロンドン証券市場

18世紀(1700年代)には、商人は貿易の流れがどうなっているのか知ることは大事なことで、およそ商人が一か所に集まって商売話をしたり、儲け話をしたり、相談したりする場所が出来てきた。18世紀半ば(1750年頃)には、ロンドン証券市場は、アムステルダム並みの証券市場になった。1740年には、公認株屋(ブローカー)同士が四半期ごとに決済するようになり、できるだけ取引を決済日に向けて相殺するようになった。18世紀半ば(1750年頃)には、ロンドンのシティのジョナサンのコーヒーハウス(Jonathan's Coffee House)が、その場所になった。しかし、いかにもコーヒーハウス一店舗では、小さすぎるので、19世紀(1800年)には、キャペル・コート(Capel Court)に証券取引所ができたのである。

<sup>18</sup> *ibid.* 117

<sup>19</sup> 当時の25ポンドは、現在(2017年)の2,623ポンド相当だった。当時の25ポンドで馬4頭もしくは牛6頭を購入できた。現在邦貨では40万円相当である。

<sup>20</sup> *op.cit.* p. 118

<sup>21</sup> *op.cit.* p. 119

<sup>22</sup> *op.cit.* p. 120

<sup>23</sup> *ibid.*



## 英国債から特許会社の株式市場へ

現代の資本市場は、18世紀（1700年代）という一世紀をかけて築かれた。1688年の名誉革命によって、17世紀末には、英国王室政府は、議会の同意なしに無茶な課税や反対するものを拘束して裁判なしに処罰することができなくなった。王室政府は、18世紀（1700年代）から19世紀（1800年代）にかけて海外で繰り広げられた数々の著名な戦争を遂行するために、戦費調達が必要となった。しかし、すでにチューダー朝のヘンリー8世やエリザベス一世のような絶対王政に基づく無制限かつ無茶な課税とそれにはむかった人物を逮捕勾留処刑などでできなくなっていた。そこで、王室政府は、議会の同意のいらない、つまり課税によらない資金調達、すなわち莫大な英国債発行で戦費を調達した。ロンドン証券市場は、必然的に、発行された英国債を販売で消化する役割を背負い、英国債を取引、流通させる場所になった。この英国債の販売、流通する仕組みが、東インド会社やハドソン湾株式会社のような特許会社の所有権（株式）や一般会社の所有権（株式）を移転するために利用されていたのである<sup>24</sup>。

## 貿易ネットワーク

大西洋貿易に携わる商人は、戦争講和条約のような国際公法はともかくも、国際民事法の未発達な18世紀（1700年代）では、大西洋間をまたぐ貿易業務の流れや人間関係や情報を管理するスキルを着々と身に付けていった。大西洋間貿易に携わる商人が、18世紀（1700年代）という一世紀、とりもなおさず、アメリカ独立期をはさんで構築した貿易業務の流れや人間関係や情報の蓄積は、いわば現代的には貿易ネットワークとも称されても良いものだった。

## 貿易ネットワークの転用

この貿易ネットワークは、19世紀（1800年代）のアメリカの産業的躍進、つまりアメリカの産業革命を支えるために、イギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国から資本輸入（資金の流入）に利用されるようになった。大西洋間の貿易商人も、商品の輸出入から徐々に金融に集中するようになっていった<sup>25</sup>。この貿易ネットワークの転用が、ロンドン商人をマーチャント・バンカーにする要因ともなったのである。

## おわりに

本稿を振り返ると、私的仲裁のもたらした法的安定性のロンドン商人の勃興に与えた影響は極めて大きかつ

た。私的仲裁の裁決の隙間を埋めるような調整や相談や和解にのるうちにロンドン商人からマーチャント・バンカーになった道筋も生まれた。そこで私的仲裁の法的安定性の仕組みにロンドン商人が組み込まれることで安定的な大西洋間貿易が実現可能になるとアメリカ植民地経営に携わるロンドン商人からマーチャント・バンクになっていく道筋も出てきた。大西洋間貿易の大西洋貿易のネットワークのシステムの転用が、ロンドン商人をマーチャント・バンクになさしめた要因にもなったのである。

すなわち、私的仲裁（アービトラージ：arbitrage）が、18世紀（1700年代）にイギリスのロンドン商人の間の民事取引と商事取引における法的安定性を得た。それまでのロンドン商人が大西洋貿易に参入しようとしても、冒険心あふれる時代ならいざ知らず、普通のロンドン商人は、耐えがたい、大西洋間の大海原が隔てる、貿易取引の契約履行の難しさ、事件事故や債務不履行はもちろんなこと、双方当事者に故意も過失もないのに、たとえば災害天災などで貿易取引の対象の商品や物品が損害を受け、毀損し、滅失した場合には、これをいわゆる「危険負担」というが、危険負担のときの双方当事者の被る損害を、商人仲間が選んだ老（ベテラン）商人を仲裁人選び、双方当事者は仲裁人の選定と決定に従う旨を了承すれば、最大公約数的に当事者商人相互が、納得できる結論が得られるようになった。私的仲裁によって法的安定性を得られたロンドン商人のアメリカとの貿易は、18世紀後半（1750年代以降）に大きな発展を得られた。ロンドン商人のつどうロンドン港は、大西洋間貿易の中心地になった。商品の売り手と買い手はロンドン商人に担った。物品、つまり実物取引の輸出入市場は、ロンドン市場に集まってきた。これは、アムステルダム市場から大西洋貿易での主導権の奪取ともいえた。と同時に、ロンドン証券市場も発達した。そこにも法的安定性の充実が下支えした。私的仲裁の法的安定性を得られることで、証券取引における事件や事故や棄権負担のときの証券売買の当事者の納得しうる結論を偉るようになったからである。証券取引の事件や事故や棄権負担も、貴族やジェントリの裁判官には馴染まないものであった。私的仲裁は、法律によるものではなく、仲裁人の裁決の積み重ねといういわば慣習法の積み重ねによって法的安定性が強固なものになるから、慣習法の積み重ねで英米法（アングロ・アメリカン）特有の私的仲裁が取り込まれた貿易ネットワークは、証券市場の紛争がおきても、私的仲裁を取り込まれることで、ロンドンとアムステルダム間のイギリスとドーバー海峡や英仏海峡や北海やバルト海峡を挟んだせいぜい1週間以内のロンドンとアム

<sup>24</sup> *op.cit.* p. 120

<sup>25</sup> *ibid.*

ステルダムをはじめとしたヨーロッパ大陸での紛争解決手段には明確に組み込まれていなかった私的仲裁が、新しい大西洋間の貿易ネットワークに新しく採用された。この結果、18世紀(1700年代)におけるロンドン商人は、大西洋貿易を独占的に貿易取引できたのである。

今後の研究課題としては、私的仲裁の法的安定性によってもたらされた大西洋間貿易の集積点であるロンドン貿易市場、つまり商品や製品の物品の貿易市場と、私的仲裁のおかげで証券間でおきる事件事故や証券毀損の紛争を解決することによって英国債の大量発行や流通をもとに18世紀(1700年代)に発達したロンドン証券市場とをどのように結びつけるのか、ロンドン貿易市場とロンドン証券市場に論理的必然性があったのか、そこが今後の課題としたいと考えている。

## 参考文献

### 洋書

- Brown, John Crosby [2012] *A Hundred Years of Merchant Banking a History of Brown Brothers and Company, Brown, Shipley Company* (Classic Reprint), Forgotten Books.
- Cassis, Youssef, Grossman, Richard S., Schnk, Catherine R. [2018] *The Oxford Handbook of Banking and Financial History*. Oxford University Press
- Chapman Stanley [2010] *The Rise of Merchant Banking*, Routledge, first issued in paperback
- Garner, Bryan A. editor in chief [1999] *Black's Law Dictionary*, a resistered of West, a Thomson Business.
- Hancock, David [1997] *Citizens of the World: London Merchants and the Integration of the British Atlantic Community 1735-1785*, paperback edition, Cambridge University Press.
- Hidy, Ralph, W. [2014] *The House of Baring in American Trade and Finance (Harvard Studies in Business History)*, Harvard University Press; Reprint
- Morrison Alan D., Wilhelm, Wiliam J. Jr. [2017] *Investment Banking: Institutions, Politics and Law*, Oxford University Press
- O'Sullivan, Brian [2018] From Crisis to crisis: *The Transformation of Mercant Bankin, 1914-1939. The Palgrave Studies in The History of Finance*, Palgrmi-

ave Macmillan

### 和書

- 青山吉信・今井宏編 [2004] 『新版 概説イギリス史—伝統的理解をこえて—』有斐閣
- 荒井政治 [1971] 「イギリスにおけるマーチャント・バンカーの成立過程—ベアリング兄弟商会を中心に—」『關西大學經濟論集』第20巻20号5-6合併、439-465
- 今井宏 [2004] 「第4章 近代イギリスの形成」青山吉信・今井宏編『新版 概説イギリス史—伝統的理解を超えて—』有斐閣、所収。
- 川北稔 [2006] 『イギリス史』山川出版社
- 寺地孝之 [1987] 「1837年恐慌におけるマーチャント・バンカー：ベアリング商会を中心として」『商學論究』(関西学院大学)第35巻第1号
- 中塚晴雄 [1998] 「マーチャント・バンクの外債引受過程—外債担保の発展と財務代理勘定について—」『經濟論究』第100号
- 中塚晴雄 [2022a] 「16世紀と17世紀における商人の勃興と法的安定性—マーチャント・バンク成立前史の観点から—」福岡大学『福岡大学研究部論集(社会科学編B)』福岡大学研究推進部、2022年1月
- 中塚晴雄 [2022b] 「17世紀のロンドン商人の情報と組織—情報が組織に与えた影響の観点から—」(仮題)福岡大学『福岡大学研究部論集(社会科学編B)』福岡大学研究推進部、2022年1月
- 中塚晴雄 [2022c] 「マーチャント・バンクのアンダーライティングの再検討—18世紀商人の発展プロセスの観点から—」福岡大学『福岡大学研究部論集(社会科学編B)』福岡大学研究推進部、2022年1月
- 平岡賢司 [2016] 「再建金本位制と国際金融体制」日本經濟評論社
- 八木功治 [2001] 「信用状生成史(2) マーチャント・バンクと荷為替信用状の誕生」『松山大学論集』第13巻第1号
- 八木功治 [2007] 「信用状生成史：その4：ブラウン商会グループの貿易と貿易金融」『松山大学論集』第19巻第1号
- 山本利久 [2005] 「マーチャント・バンク」『新潟産業大学経済学部紀要』研究ノート、第29号